

(大阪経由)

(令和2年3月30日付け大運輸第6282号進達)

近運自貨第387号

許 可 書

株式会社 N' s l i n e

令和2年3月30日付けをもって申請のあった一般貨物自動車運送事業は、
下記条件を付して許可する。

記

条 件

- ・ 許可の日から 1 年以内に運輸を開始すること。
- ・ 運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前に提出すること。
- ・ 運輸開始前に、社会保険等加入義務者は健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入すること。

令和2年7月31日

近畿運輸局長 野澤 和行

